

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年3月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500742 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500274 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 39 年 8 月 25 日から昭和 43 年 10 月 25 日まで
② 昭和 44 年 1 月 21 日から昭和 56 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できず、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者が上司であったとして名前を挙げた者は、A社における厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できることから、住所が確認できず、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、請求期間①の一部期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員二人及び請求期間②の一部期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員 3 人並びに請求者が記憶しているとする一人の合計 6 人に照会したところ、回答のあった一人は、請求者を記憶しておらず、請求期間①及び②における請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500799 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500275 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 29 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。給与から厚生年金保険料を控除されていないが、同社に勤務していたことは確かなので、今からでも私と事業所から厚生年金保険料を徴収し、私が支払った国民年金保険料を返してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、請求者の雇用保険被保険者資格及び厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 17 年 8 月 1 日であることが確認できるものの、公共職業安定所から提出された請求者に係る支給台帳全記録照会によると、就職日は平成 17 年 7 月 29 日と記録されている上、同社から提出された請求者に係る派遣労働者雇入通知書兼就業条件明示書及び勤怠表により、雇用の始期についても同日であることが確認できることから、請求者が請求期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、同社から提出された請求者に係る賃金台帳により、厚生年金保険料は、平成 17 年 7 月分給与からは控除されておらず、平成 17 年 8 月分給与から控除されていることが確認でき、当該厚生年金保険料は、標準報酬月額 1 か月分であることから判断すると、平成 17 年 8 月分であると認められる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1500851号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1500276号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年6月頃から昭和29年1月頃まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社に勤務していたことは確かなので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社及び複数の同僚の回答から、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、履歴書のほかに請求期間当時の資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和29年2月1日であることが確認できる。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している12人のうち、連絡先が確認できた3人に照会したところ、全員から回答があり、うち一人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和29年2月1日以前から勤務していた旨回答及び陳述しているものの、給与明細書を保有しておらず、請求期間当時における保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500938 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（脱）第 1500008 号

第1 結論

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 43 年 7 月 26 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 43 年 7 月 26 日まで

年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続をしたことや受け取った記憶はない。退職後に再就職するつもりだったので、脱退手当金の請求をするはずはない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 10 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和 43 年 7 月 26 日の前後約 2 年以内に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格を有する者（資格喪失後 6 か月以内に厚生年金保険被保険者資格を再取得した者及び請求者を除く。）27 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 17 人が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から 5 か月以内に支給決定されている上、当該受給者 18 人のうち住所が確認できた 10 人に照会したところ、回答があつた 7 人のうち脱退手当金を受給したことを記憶している 6 人は、全員、事業所の代理請求により脱退手当金を受け取った旨回答していることを踏まえると、同事業所では脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。